

東山母子生活支援施設

少年支援員募集

◆ 勤務条件

雇用形態	短時間嘱託職員
勤務時間	週30時間
勤務形態	1日6時間勤務
雇用期間	採用予定日（令和3年9月1日）から令和4年3月31日まで ※試用期間あり、翌年度以降契約更新可能性あり
有給休暇	採用日に2日、以降2月毎に2日ずつ付与、6ヶ月後に累計10日付与 他にリフレッシュ休暇（年間3日）等あり
各種保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
基本給	（月額） 基本給 127,400円～151,300円 同職種の経験等により決定
手当等	賞与年2回（1.7月）、業務手当8,100円、処遇改善手当3,750円 資格手当2,200円～4,500円
交通費	当法人の規程により支給
資格等	福祉・教育等の資格や同職種経験があれば望ましい。
提出書類	履歴書、資格証明書、健康診断書（採用予定決定後に受診していただきます。）、その他事業団が必要とする書類

◆ 勤務施設

勤務地	東山母子生活支援施設 京都市東山区清水四丁目185-1
施設種別	母子生活支援施設 定員20世帯 ※児童の健全な成長発達と母親の生活、養育、就労等を支援する施設です。

◆ 主な業務内容

施設利用母子への支援業務（児童（小・中・高校生）への支援、施設内の学童保育、外出行事の引率等）

◆ 募集人員 1名

〔問い合わせ先〕

〒605-0862 京都市東山区清水四丁目185-1
社会福祉法人京都府社会福祉事業団
東山母子生活支援施設
TEL. 075-541-1201 FAX. 075-532-1166
担当：森口（受付時間 平日 9:00～17:00）

